

議案第2号

平成30年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集
及び選抜方針について

平成30年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年5月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成30年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成30年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 平成30年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成30年2月20日（火）から同月22日（木）までの日とする。

受付時間は、平成30年2月20日（火）及び21日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（木）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成30年3月6日（火）

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成30年3月14日(水)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成30年2月20日(火)から同月22日(木)までの日とする。

受付時間は、平成30年2月20日(火)及び21日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日(木)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成30年3月6日(火)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成30年3月14日(水)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成30年3月19日(月)及び20日(火)とする。

受付時間は、平成30年3月19日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、同月20日(火)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成30年3月22日(木)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成30年3月26日(月)

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。